# 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議 (第3回)

## 配布資料一覧

議事次第

名簿

【資料1】「汚染水処理対策委員会」の設置について(案)

【資料2】汚染水処理対策に関する課題と対応の方向(案)

【資料3】汚染水処理対策に関する課題と対応の方向(概要)

# 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議 (第3回)

# 議事次第

1. 日時: 平成25年4月19日(金)18:15~18:30

2. 場所: 経済産業省 本館2階 西3共用会議室

3. 議題: 汚染水処理対策委員会の設置と検討事項

# 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議

## 名簿

議 長 茂木 敏充 経済産業大臣

副 議 長 赤羽 一嘉 経済産業副大臣

委 員 福井 照 文部科学副大臣

廣瀬 直己 東京電力(株)代表執行役社長

鈴木 篤之 (独)日本原子力研究開発機構(JAEA)理事長

佐々木 則夫 (株)東芝代表執行役社長

中西 宏明 (株)日立製作所代表執行役・執行役社長

規制当局 田中 俊一 原子力規制委員会委員長

事務局長 中西 宏典 経済産業省大臣官房審議官(エネルギー・技術担当)

オブザーバー 内堀 雅雄 福島県副知事

(計10名)

#### 「汚染水処理対策委員会」の設置について(案)

平成 25 年 4 月 19 日 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議

## 1. 概要

福島第一原発汚染水処理について、これまでの対策を総点検し、汚染水処理問題を根本的に解決する方策や、今般の汚染水漏えい事故への対処を検討するため、原子力災害対策本部に設置されている「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」の下に、「汚染水処理対策委員会」を設置し、早急に検討を開始する。

#### 2.委員構成等

委員長: 大西 有三 関西大学 特任教授、京都大学 名誉教授

委員: 出光 一哉 九州大学大学院 教授

西垣 誠 岡山大学大学院 教授

米田 稔 京都大学大学院 教授

山本 一良 名古屋大学 理事·副総長

大迫 政浩 (独)国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター長

藤田 光一 国土交通省国土技術政策総合研究所 研究総務官

山本 徳洋 (独)日本原子力研究開発機構(JAEA) 再処理技術開発センター 副センター長

小林 正彦 (株)東芝 原子力事業部 技監

石渡 雅幸 日立GEニュークリア·エナジー(株)シニアプロジェクトマネージャ

鎌田 博文 (一社)日本建設業連合会 電力対策特別委員会 委員

相澤 善吾 東京電力(株) 代表執行役副社長

中村 紀吉 東京電力(株) 原子力·立地本部 部長

中西 宏典 経済産業省 大臣官房審議官(エネルギー・技術担当)

規制当局:山本 哲也 原子力規制庁 審議官

必要に応じて、委員の追加を行う。

その他、オブザーバーとして、文部科学省、国土交通省、環境省、福島県が参加する予定。

## 3.議題

#### (1)当面の対応

地下水流入により増加している汚染水処理への日々の対応 地下貯水槽から地上タンクへの移送 汚染水貯蔵計画の策定と地上タンクの増設 漏えいした汚染水のモニタリング、周辺環境への影響評価

#### (2)短中期的な対応

地下水の流入抑制(地下水バイパス、サブドレンの復旧) 多核種除去設備の早期の安定運転への移行 海側遮水壁の設置

#### (3)中長期的な対応

< 早急に検討すべき事項 >

地下水の流入抑制のための抜本策の検討

(陸側遮水壁の再検証、建屋止水、高濃度汚染水の水位低下等)

<継続的な検討事項>

トリチウム処理対策

#### 汚染水処理対策に関する課題と対応の方向(案)

平成25年4月19日 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議

今般設置する「汚染水処理対策委員会」において、以下の検討事項について関係機関における役割を明確にしつつ、具体的な対応策について検討を進める。

#### 1. 当面の対応

- (1) 地下水流入により増加している汚染水処理への日々の対応
- (2) 地下貯水槽から地上タンクへの移送
- (3) 汚染水貯蔵計画の策定と地上タンクの増設
- (4) 漏えいした汚染水のモニタリング、周辺環境への影響評価

#### 2. 短中期的な対応

- (1) 地下水の流入抑制(地下水バイパス、サブドレンの復旧)
- (2) 多核種除去設備の安定運転への早期移行
- (3) 海側遮水壁の設置

#### 3. 中長期的な対応

- (1) 地下水の流入抑制のための抜本的対策の検討 (陸側遮水壁の再検証、建屋止水、高濃度汚染水の水位低下等)
- (2) トリチウム処理対策

#### (参考) 関係機関における基本的な役割分担

#### [資源エネルギー庁の役割]

- ○東京電力が行う廃炉事業に対する所管官庁としての指導・監督
- ○中長期ロードマップを通じた基本的な計画の策定と進捗状況の確認
- ○国として取り組むべき研究開発の計画の策定・推進と国際連携・協力 「東京電力の役割〕
  - ○廃炉事業の実施主体として安全かつ着実な事業の推進
  - ○中長期ロードマップに基づく具体的な実施計画の企画立案・実施
  - ○特定原子力施設に係る「実施計画」の策定・実施

#### 「原子力規制委員会の役割」

- ○特定原子力施設に指定した同発電所に対する安全規制の実施・運用
- ○東京電力が策定する「実施計画」の評価等規制上の対応
- ○現地の保安検査官による安全確認

## 1. 当面の対応

## (1) 地下水流入により増加している汚染水処理への日々の対応

#### [課題]

- ・ 地下水の流入により一日当たり400 ㎡増加する汚染水は、セシウム除去、淡水化処理など浄化した上で循環させ、注水に再利用することにより、系外に出さないようなシステムを確立し、余剰水は敷地内のタンクに貯蔵・管理する取組を継続する。
- ・ また、汚染水の漏えいが無いよう関連設備の点検・補修を行うとともに、万が一漏えい した場合でも周辺環境への影響を可能な限り低くするための取組を継続する。

#### [資源エネルギー庁の対応]

・ 中長期ロードマップに基づく計画の進捗状況を確認する。

#### [東京電力の対応]

・ 現在の汚染水処理の取組について「実施計画」上も明確化し、安定的に継続する。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・「実施計画」の評価を行うとともに、現地の保安検査官による日々の安全確認を行う。
- (2) 地下貯水槽から地上タンクへの移送

#### [課題]

- ・ 6月中に全ての地下貯水槽から汚染水を地上タンクに移送する。このため、地上タンク の建設を前倒しするとともに、移送ラインの工事を着実に実施する。
  - ▶ 地下貯水槽(第1、第2)の汚染水を5月連休目途に地上タンクに移送する。
  - ▶ 地下貯水槽(第3、第6)の汚染水を6月中に地上タンクに移送すべく準備を行う。
  - ▶ 地下貯水槽(第4)の汚染水の移送先・移送時期について早急に確定する。

## [資源エネルギー庁の対応]

・ 東京電力が具体化する移送計画とその実施状況を確認する。

#### 「東京電力の対応〕

移送計画の具体化を図るとともに、その計画を着実に実施する。

#### [原子力規制庁の対応]

移送計画の評価を行うとともに、現地の保安検査官により日々の安全確認を行う。

## (3) 汚染水貯蔵計画の策定と地上タンクの増設

#### [課題]

- ・本年9月末までに累計45万㎡、2015年中頃までに累積70万㎡の容量を地上タンクにより確保することとしているが、今般の見直しを踏まえた具体的な計画を策定し、十分な貯蔵容量を確保していることを明確化することが必要。
- ・ また、中期的に増加し続ける滞留水の貯蔵・管理計画のあり方についても、敷地境界 への放射線影響にも配慮しつつ、検討することが必要。
- ・ さらに、これまで設置された鋼鉄製タンクについては、パッキンの耐用年数が5年程度であることから、安全性・信頼性の確保が課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

- ・ 汚染水の貯蔵・管理計画を東京電力とともに策定し、中長期ロードマップに反映させる とともに、同計画の進捗状況を確認する。
- ・ 地上タンクの増設に際し、必要に応じて環境整備を支援する(例えば、タンクの健全性 評価手法の開発や長期使用のための研究開発支援等)。

#### [東京電力の対応]

- ・ 汚染水及び処理済み水の長期的な発生量の予測を示し、タンクの耐用年数も考慮した 全体の必要タンク容量を示すとともに、工期を十分に考慮した増設計画を策定する。
- ・ パッキン方式の鋼製タンクに対する具体的対応方針を明確化する。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・ 規制基準を超える汚染水については、タンクに貯蔵・管理することを求めており、東京 電力に対して中期的な貯蔵・管理計画を提出させ、評価を行う。
- ・ 現地の保安検査官により日々の安全確認を行う。
- (参考)「ALPS本格運転に向けた課題の整理(平成25年3月20日、原子力規制委員会)」 の中で、以下が提起されているところ。

#### ALPS 処理済水も含めた汚染水の保管容量の確保

現在、東京電力が確保しているタンク容量約310,000m3 に加え、整備中のものも含め約700,000m3 の計画となっているが、約2年半後にはタンク容量が不足する見込みである。汚染水及び処理済水の全量を貯蔵できる容量を継続して確保できるよう、東京電力はタンクの増設期間や耐用年数を十分考慮した計画的な対応が必要である。

#### (4) 地下貯水槽と漏えいした汚染水のモニタリング、周辺環境への影響評価

#### [課題]

・ 地下貯水槽と漏えいした汚染水について、モニタリング、周辺環境への影響評価を的 確に行うことが課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

モニタリングや環境影響評価に関する計画及びその実施状況を確認する。

#### [東京電力の対応]

- 可能な限り早期にモニタリング実施体制を整備する。
- ・モニタリング結果等に基づく汚染状況の把握及び周辺環境への影響評価を行う。
- ・ 必要に応じ、周辺環境への影響防止対策を実施する。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・現地の保安検査官により、モニタリングの実施状況等の確認を行う。
- ・ 東京電力が実施する汚染状況並びに周辺環境への影響評価及び防止対策に対する 安全評価を行う。

#### 2. 短中期的対応

#### (1) 地下水の流入抑制

① 地下水バイパス

#### 「課題)

- ・ 地下水バイパスの揚水井設置工事が完了し、移送設備設置工事を実施中。水質確認 の結果を踏まえ、地元関係者の理解を得た後、一部系統から順次稼働開始する。
- ・ 地下水バイパスの効果により、どの程度の量の地下水流入を抑制できるか見極めることが課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

- ・ 中長期ロードマップに基づく計画の進捗状況を確認する。
- ・ 地下水流入の抑制効果を見極め、今後の対策の検討に反映する。
- ・ 地元関係者、関係省庁への説明、理解促進に努める。

#### 「東京電力の対応」

- ・ 地元関係者等にわかりやすい説明を行い、理解を得た上で、稼働開始する。
- 地下水流入抑制効果について評価するとともに、今後の対応方針について検討する。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・ 実施計画の評価に加え、現地の保安検査官により、準備作業・実施に当たっての安全 確認を行う。
- ・ 東京電力が評価する建屋への地下水流入抑制効果の確認を行う
  - ② サブドレン(地下水の汲み上げを目的とした建屋に隣接した井戸)の復旧

#### 「課題]

- ・ 建屋内への地下水流入量抑制のためにサブドレンの早急な復旧が必要。汚染された サブドレンピットを浄化する(混入している砂や浮遊物資の除去等)とともに、追加的な サブドレンピットの設置を早急に進めることが課題。
- ・ その際、放射線量の高い場所でサブドレンピットの設置工事をいかに進めるかが課 題。
- サブドレンピットから汲み上げた水の扱いが課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

- サブドレン復旧の工程を東京電力とともに検討し、中長期ロードマップに反映させるとともに、同計画の進捗状況を確認する。
- ・ 新たな浄化設備を設置する際など地元関係者、関係省庁への説明、理解促進に努める。

#### 「東京電力の対応」

- サブドレン復旧に向けた工程を具体化するとともに、地下水流入抑制効果を算定する。
- サブドレンによる流入量抑制策の安全性を評価する。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・現地の保安検査官により、サブドレンの状況や東京電力の評価の状況について確認する。
- 東京電力が行うサブドレンによる流入量抑制に係る評価を行う。
- (2) 多核種除去設備の早期の安定運転への移行(トリチウム以外の核種の除去)

#### 「課題)

- 多核種除去設備のホット試験を完了し、本格運転に早期に移行することが課題。
- ・ 現在進めている3系統の一つ(A系)のホット試験について、本年9月頃までに完了させるとともに、他の2系統(B系、C系)についてもホット試験を実施し、早期の本格運転を目指すことが課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

・ 各系のホット試験が円滑に実施されるよう、中長期ロードマップに基づく計画の進捗状況を確認し、必要に応じて指導する。

#### [東京電力の対応]

・ A系のホット試験分析結果を早急にとりまとめるとともに、B 系、C 系のホット試験の開始に向けた準備を着実に進める。

#### [原子力規制庁の対応]

- ・ 東京電力が行うA系のホット試験の結果の評価に加え、B系、C系のホット試験開始に あたっての安全性の評価を行うなど必要に応じた規制上の対応を行う。
- ・ 現地の保安検査官により日々の安全確認を行う。

## (3) 海側遮水壁の設置

#### 「課題)

- ・ 万が一の汚染水漏えいの場合でも海洋に流出させないことを目的として、海側遮水壁の設置に向けて基礎工事を完了し、鋼管矢板の打設を開始しているところ、2014年半ば頃の完成を目指して工事中。
- ・ 完成時までに、遮水壁付近に滞留すると想定される水を汲み出して浄化する装置の 導入が必要となることから、今後、地下水流入抑制の抜本策とあわせ、その進め方 やスケジュールを再検討することが課題。

#### [資源エネルギー庁の対応]

・ 海側遮水壁の設置に係る中長期ロードマップに基づく計画の進捗状況を確認し、必要 に応じて指導する。

#### [東京電力の対応]

・海側遮水壁の設置工事を進めるとともに、滞留すると想定される水を汲み出し、浄化する装置の導入計画について早急に検討する。

#### [原子力規制庁の対応]

・現地の保安検査官により、工事計画の進捗について安全確認を行う。

## 3. 中長期的対応

(1) <u>地下水の流入抑制のための抜本策</u> (陸側遮水壁の再検証、建屋止水、高濃度汚染水の水位低下等)

#### 「課題)

#### (陸側遮水壁の再検証)

・地下水の流入を抑制するための陸側遮水壁の有効性について、現行対策の効果を踏まえつつ、再検証を行う。その際、遮水壁に係る工法の検討のみならず、建屋内の高濃度汚染水の外部への漏えいを起こさないよう地下水位のバランスをコントロール・維持するための方策を同時に検討することが不可欠。

#### (建屋止水)

・また、地下で建屋に接するトレンチや配管の貫通部から流入している地下水について、その開口や隙間を塞ぐことにより、その流入を抑制することが課題。隣接する建屋間を貫通する配管が集中するギャップ部を止水することについても、現在、実現可能性を検討中。

#### (高濃度汚染水の水位低下)

・ さらに、周辺環境への漏えいリスクを低減するため、建屋内地下に滞留している高濃度汚染水の水位を下げることや、海側トレンチからの漏えい防止対策を行うことも課題。また、タービン建屋の地下部分をコンクリート等で充填することで、地下水の建屋への流入を抑制できないか検討中。

#### 「資源エネルギー庁の対応]

- ・ 汚染水処理対策委員会等を通じて、地下水の建屋への流入抑制のための抜本的対策 を検討し、中長期ロードマップに反映させる。
- ・ また、海外諸国や国際機関との連携・協力を含め、国内外の英知を結集させるための 体制を整備する。

#### [東京電力の対応]

- ・ 建屋内の高濃度汚染水の外部への漏えい防止対策の妥当性を評価する。
- ・ 地下水位と汚染水位のコントロールを維持した地下水流入抑制策(遮水壁、地下水バイパス)の効果を再検証する。
- ・ 建屋止水や海側トレンチからの漏えいの未然防止に関する具体的な計画について早 急に検討する。
- ・ 汚染水処理対策委員会等を通じた抜本的対策の検討を受けて具体化を図る。

#### [原子力規制庁の対応]

・ 東京電力が計画・実施する、陸側遮水壁の構築、建屋止水、高濃度汚染水の水位低下などの地下水の流入抑制や、漏えい防止のための抜本策について安全性の評価を 行う。 (参考)「ALPS本格運転に向けた課題の整理(平成25年3月20日、原子力規制委員会)」 の中で、以下が提起されているところ。

#### 地下水の流入量低減

滞留水増加の原因は、原子炉建屋等地下階への地下水の流入によるものであることから、東京電力は、地下水バイパスの運転(平成25年4月運転開始予定)により、滞留水の水位を下回らないよう監視しつつ地下水の水位を下げ、地下水の流入量を減らすこととしている。しかしながら、この対策を講じても、地下水の流れが抜本的に減少するわけではない。このため、地下水流入の抜本的な対応策として、建屋、トレンチ、ダクト等の止水工事や、原子炉格納容器から滞留水を汲上げて原子炉内に注水する循環型の小ループ注水、タービン建屋地下階のコンクリート埋設等の流入防止策を検討する必要がある。

#### (2) トリチウム処理対策

#### 「課題]

- ・ 多核種除去装置でも除去することができないトリチウム(三重水素)の処理方策について検討する。
- ・ 特に、国内外に現存するトリチウム処理に係る技術・方法論を調査し、適用可能性に ついて早急に検討する。

## [資源エネルギー庁の対応]

- ・ 国内外の政府関係機関・研究機関等との連携・協力を通じ、トリチウムの処理に係る技術や方法論について調査・整理する。
- ・ 調査結果を踏まえ、トリチウム処理技術の適用可能性を検討する。

#### 「東京電力の対応〕

- ・ 国内外の関係機関との連携・協力を通じ、トリチウムの処理に係る技術や方法論について調査・整理する。
- 調査結果を踏まえ、トリチウム処理技術の適用可能性を含め、処理方策を検討する。

#### [原子力規制庁の対応]

・ 今後検討されるトリチウムの処理方策について安全性の評価を行う。

(参考)「ALPS本格運転に向けた課題の整理(平成25年3月20日、原子力規制委員会)」の中で、以下が提起されている。

処理済水には、告示濃度限度を超えるトリチウムが含まれることから、この水の処理・処分や環境への影響評価について検討する必要がある。

(以上)

## <u>1. 当面の対応</u>

## (1)地下水流入により増加している汚染水処理への日々の対応

〇地下水流入により一日当たり400m³増加する汚染水については、セシウム除去、淡水化処理の後に原子炉注水に再利用するもの以外の余剰水をタンクに貯蔵・管理する取組を継続。

〇また、汚染水の漏えいが無いよう関連設備の点検・補修を行うとともに、万が一漏えいが発生した場合でも外部環境への影響を可能な限り低くするための取組を継続。

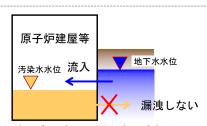
#### 汚染水処理システム

- □ 汚染水は、セシウム除去など浄化した上で循環させ、注水に再利用 することにより、系外に出さないシステムを確立。
- 建屋に流入して汚染された水が発電所外に流れ出ることの無いよう に管理。

#### 原子炉冷却水: 約400m3/日注入 約800m3/日 原子炉建屋 地下水: タービン建屋 約400m3/日流入 プロセス主建屋 高温焼却炉建屋 地下水▮ (一時貯蔵) セシウム除去装置 注水タンク ①アレバ(仏) <待機中> 再利用 ②キュリオン(米) 淡水化装置 <バックアップとして使用> ③サリー (東芝) 余剰水:約400m3/日発生 <通常時の運転に使用> 稼働準備中 中低レベルタンク 貯水タンク 多核種除去設備 (ALPS) 敷地内に約28万m<sup>3</sup>貯蔵中

## 地下水の汚染防止対策

- □ 建屋にたまった汚染水が漏洩しないよう、汚染水の水位を地下水水 位より低く維持するよう管理。
- □ 汚染水や地下水の水位を測定するとともに、建屋付近の地下水 及び海水のモニタリングを実施し、万が一の漏洩を即時に発見 できるようにしている。



水は高い方から低い方へ流れる。

## 外部環境への漏えい防止

□ 万一漏えいが発生した場合でも海への流出を防止するため、汚染水の貯留タンク周辺に堰を設置。また、排水路への流れ込みを防ぐため、暗渠化を実施。



暗渠化前



暗渠化後

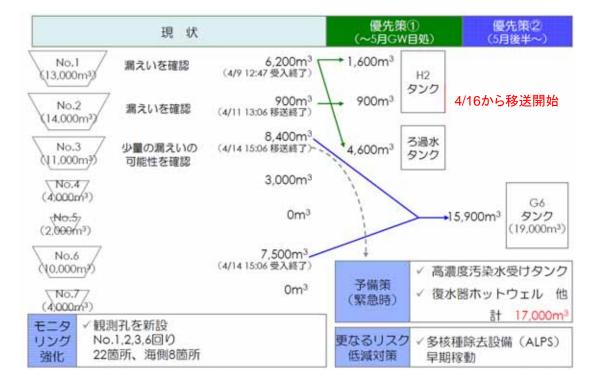
## (2)地下貯水槽から地上タンクへの移送

- 〇6月中に、全ての地下貯水槽から汚染水を地上タンクに移送する。このため、地上タンクの建設を前倒しするとともに、移送ラインの工事を的確に実施する。
- ▶地下貯水槽(第1、第2) → 5月連休中までに地上タンク(Hエリアタンク、ろ過水タンク)に移送完了。
- ▶地下貯水槽(第3、第6) → 6月中に地上タンク(Gエリア)に移送すべく準備を行う。
- ▶地下貯水槽(第4) → 移送先・移送時期について早急に確定する。

## (3)汚染水貯蔵計画の策定と地上タンクの増設

- 〇2013年9月末までに累計45万m³、2015年中頃までに累積70万m³の容量を地上タンクにより確保する計画について、今後、 具体的な増設計画を策定し、十分な貯蔵容量を確保していることを明確化することが必要。
- 〇中期的に増加し続ける滞留水の貯蔵・管理計画のあり方についても、敷地境界への放射線影響にも配慮しつつ検討が必要。
- 〇これまで設置された鋼鉄製タンクの一部について、パッキンの耐用年数が5年程度であることから、安全性・信頼性の確保が課題。

#### 地下貯水槽の移送状況(東京電力が公表した計画(4/15))



#### 汚染水管理のためのタンク等の更なる設置

□ 現在、処理済水(約28万m³:4/16時点)は、敷地内のタンク等 に貯蔵中。



<大型鋼製丸型タンク>
※H2タンクなど

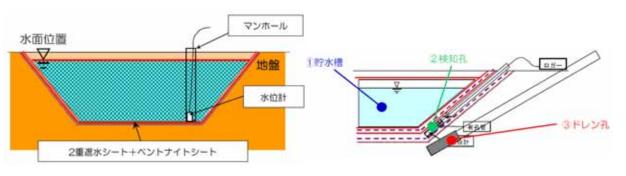


<濃縮廃液タンク> ※G6タンクなど

## (4)漏えいした汚染水のモニタリング、周辺環境への影響評価

- 〇地下貯水槽から漏えいした汚染水について、モニタリング、周辺環境への影響評価を的確に行うことが課題。
- 〇地下貯水槽の三重シートのうち最外周シートの内外を監視強化するとともに、地下貯水槽の周辺及び海側で合計37箇所のモニタリングを実施予定。

## 地下貯水槽の構造



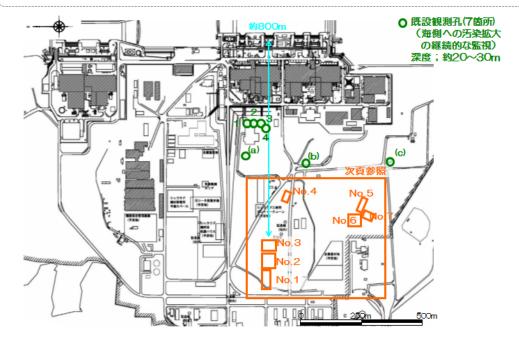
## 地下貯水槽の放射能濃度レベル(全ベータ核種の分析結果)(4/17時点)

	北東側		南西側	
	ドレン孔● (シートの外側)	検知孔● (シートの間)	ドレン孔● (シートの外側)	検知孔● (シートの間)
第1	10 <sup>1</sup> レベル	104レベル	10-1レベル	10-1レベル
第2	10 <sup>1</sup> レベル	10 <sup>3</sup> レベル	10-2レベル	10ºレベル
第3	10-1レベル	10ºレベル	10-1レベル	10 <sup>2</sup> レベル
第4	10-2レベル	10-1レベル	10-2レベル	採取できず
第6	10-2レベル	10-2レベル	10-1レベル	採取できず
検出限界	10-2レベル			

#### 単位:Bq/cm3

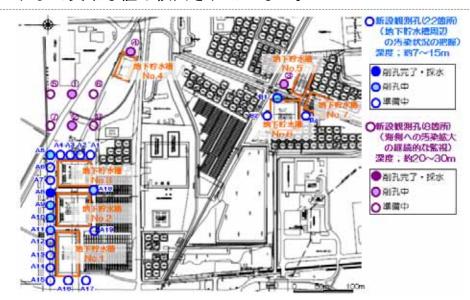
## 地下水モニタリング孔(既設7箇所)

■ 既設のモニタリング孔により、海側への汚染拡大の監視を継続しており、これまで異常な値は検出されていない。



## 地下水モニタリング孔(新設30箇所)

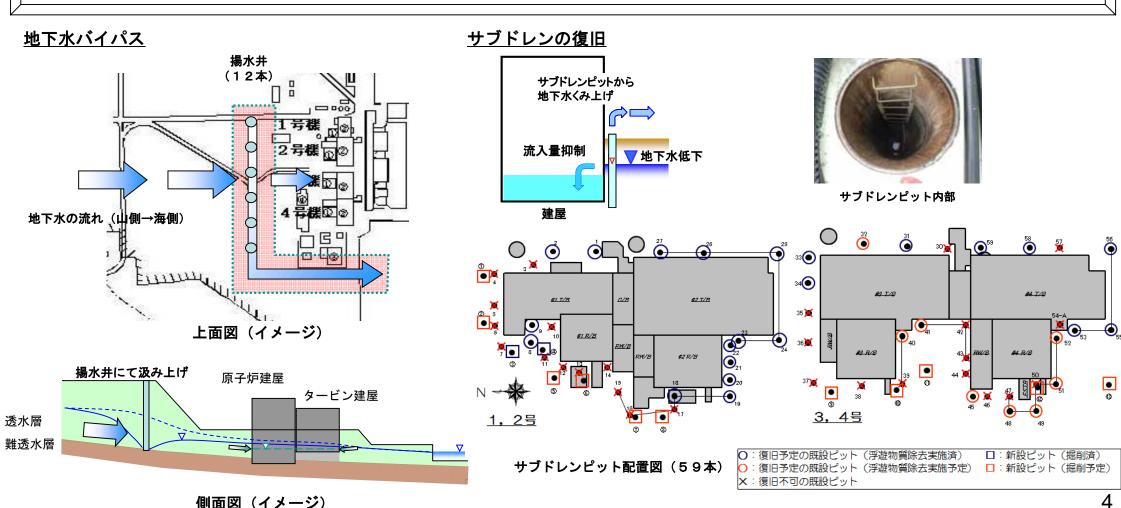
- □ 地下貯水槽周辺の汚染状況の把握、海側への汚染拡大の監視 を行うため、新たなモニタリング孔を新設中。
- □ 4/15現在、第2貯水槽脇の1孔のモニタリングを開始し、これまで異常な値は検出されていない。



## 2. 短中期的対応

## (1)地下水の流入抑制

- ①地下水バイパス
- 〇水質確認の結果を踏まえ、地元関係者の了解を得た後、一部系統から順次開始する。
- 〇地下水バイパスの効果により、どの程度の量の地下水の流入を抑制できるか見極めることが課題。
- ②サブドレン(地下水の汲み上げを目的とした建屋に隣接した井戸)の復旧
- 〇建屋内への地下水流入抑制のためにサブドレンの早急な復旧が必要。汚染されたサブドレンピットを浄化する(混入している砂や 浮遊物質の除去等)ための設備の導入に加え、追加的なサブドレンピットの設置を早急に進めることが課題。
- ○放射線量の高い場所でのサブドレンピットの設置工事の進め方に加え、汲み上げ後の処理水の取り扱いが課題。



## (2)多核種除去設備の安定運転への早期移行

- ○多核種除去設備のホット試験を完了し、本格運転に早期に移行することが課題(トリチウム以外の核種を除去)。
- 〇現在実施中の1系統(A系)のホット試験について本年9月頃までに完了させるとともに、他の2系統(B系、C系)の試験も実施し、 早期の本格稼働を目指す。

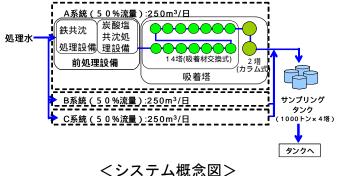
## (3)海側遮水壁の設置

- 〇万が一の汚染水漏えいの場合でも海洋流出を防止することを目的として、2014年半ば頃の海側遮水壁完成を目指して工事中。
- 〇完成時までに、遮水壁付近に滞留すると想定される水を汲み出して浄化する装置の導入が必要となることから、今後、地下水流入 抑制の抜本策とあわせ、その進め方やスケジュールを再検討することが課題。

#### 水処理施設の除染能力の向上(多核種除去設備の設置)

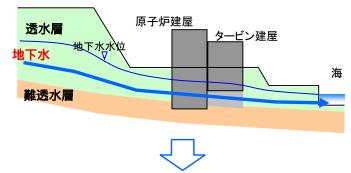


<多核種除去設備設置状況>



#### 海側遮水壁

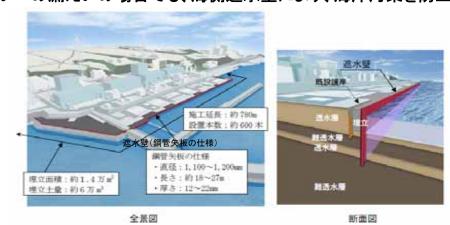
## 地下水は山側から海側に流れている



万が一の漏えいの場合でも、海側遮水壁により、海洋汚染を防止

## 滞留水の処理にあたっての基本方針

- □滞留水の処理にあたっては、以下の対策について検討・実施し、汚 染水の海への安易な放出は行わない方針。
- ✓増水の原因となる建屋等への地下水流入の抑制
- ✓水処理施設の除染能力の向上確保や故障時の代替施設も含めた安定 的稼働の確保
- ✓汚染水管理のためのタンク等の更なる設置
- □海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わない。



## 3. 中長期的対応

(1) 地下水の流入抑制のための抜本策(陸側遮水壁の再検証、建屋止水、高濃度汚染水の水位低下等)

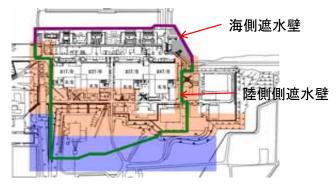
〇地下水の流入を抑制するための陸側遮水壁の有効性について、遮水壁に係る工法、建屋内の高濃度汚染水の外部への漏えいを起こさないよう汚染水水位と地下水位のバランスを制御するための方策等を同時に検討する。

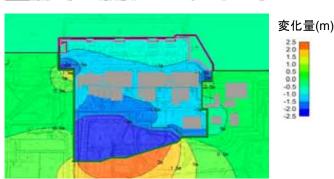
〇また、地下で建屋に接するトレンチや配管の貫通部から流入する地下水について、その流入を抑制することが課題。隣接する建屋間 を貫通する配管が集中するギャップ部を止水することについても、現在、実現可能性を検討中。

〇さらに、周辺環境への漏えいリスクを低減するため、建屋内地下に滞留している高濃度汚染水の水位を下げることや海側トレンチからの漏えい防止対策を行うことも課題。

## 陸側遮水壁の再検証

#### 【海側遮水壁+陸側遮水壁のイメージ】





遮水壁設置によるの水位変化量

陸側遮水壁の遮水効果

X

遮水壁の設置工法

X

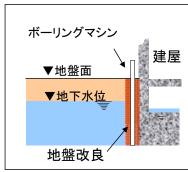
汚染水漏えい防止のための汚染水水位と地下水位のバランスの制御

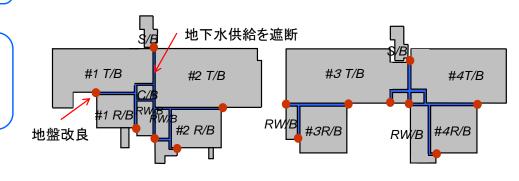


陸側遮水壁の有効性について 再検証する。

## 建屋間止水

建屋間(50~150mmギャップ)へ地下水供給を 遮断することで、建屋間貫通部からの地下水流入 を抑制する。





## (2)トリチウム処理対策

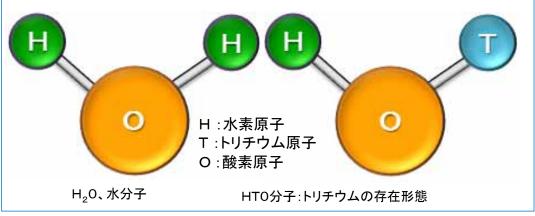
- ○多核種除去装置でも除去することができないトリチウム(三重水素)の処理方策について検討する。
- 〇特に、国内外に現存するトリチウム処理に係る技術・方法論等を調査し、適用可能性について早急に 検討する。

## 汚染水中のトリチウム

汚染水中のトリチウムは、原子炉内でウラン燃料が核分裂した際に生成されたもの。

例えば
U<sup>235</sup>+n → Sr<sup>96</sup>+I<sup>135</sup>+T+2n
ウラン 中性子 ストロンチウム ヨウ素 サリチウ 中性子

汚染水中のトリチウムは、水分子と同じ形態で存在する。





多核種除去設備(ALPS)、セシウム吸着装置(SARRY)で除去できない。



現在タンクに貯蔵・管理している処理済水(約28万m³)の中には、 約850Bq/cm³ ~4,200Bq/cm³の濃度のトリチウムが含まれていると推 計。 ※周辺監視区域外の水中の法定濃度限度は60Bq/cm³

## トリチウム(三重水素)とは

・水素の放射性同位体であり、中性子の数が2つ多い。質量数は3。





P :陽子 N :中性子 e<sup>-</sup>:雷子

- ・半減期はおよそ12年。弱いベータ線を発する。
- ・セシウムに比べ、放射能(ベクレル)あたりの被ばく線量(シーベルト)は約1,000分の1。
- ・自然界でも宇宙線などによって生成されており、主に水の形態で 存在。
- ・現段階では、化学的にも物理的にも、普通の水と分離することは難しいとされている。

**₹** 

国内外に現存するトリチウム処理に係る技術等を調査し、適用可能性について早急に検討する。